

長崎県社会保障推進協議会 2023 年第 1 回 幹事会 報告

- 日時 2024 年 2 月 2 日 (金) 19:00～20:45 Web 会議「Zoom」＋対面
□出席 本田会長、平野副会長、今泉・山下(紀)・山下(優)幹事、吉田事務局長、森・川尻事務局次長
□欠席 園田・平尾・中野幹事

【会長あいさつ】

→「2024 年は地震での幕開けとなった。自民党の裏金問題も国民が慣れてしまっているのではと懸念する。先日の長商連 50 周年記念式典では、芸達者さが披露され、このパワーが社会を変えるエネルギーになると感じた。社保協も一緒に活動していきたい」との挨拶があった。

【報告事項】

1. 組織体制について

全造船三菱重工支部長船分会より 2023 年 12 月末事務所閉鎖にともなう退会の連絡 (1/15) : 資料 1
→この通り確認した。

2. 会議出席、催し等

- 9 月 15 日 前回の幹事会
9 月 16, 17 日 第 50 回中央社会保障学校 from 岡山 (WEB) 吉田事務局長 : ニュース 91 号参照
9 月 22 日 障害福祉サービス等報酬の改定にむけた団体署名 協力送付
9 月 29 日 自治体キャラバン事前検討会 (対面) 参加 7 団体 18 人 (別途報告)
10 月 5 日 会計監査
10 月 15 日 第 27 回 (2023 年度) 定期総会 参加 19 人 (下記①)
10/17～12/20 自治体キャラバン (別途報告)
12 月 12 日 九州沖縄ブロック事務局長会議 (WEB) 吉田事務局長 (下記②)
12 月 17 日 中央社保協 国保改善運動学習交流集会 (WEB) 川尻事務局次長 : ニュース 92 号参照
1 月 5 日 第 3 期長崎県国民健康保険運営方針のパブリックコメント提出 : 資料 2～4

①第 27 回(2023 年度)定期総会

10 月 15 日 (日) 14:00～16:00 長崎市立図書館新興善メモリアルホール 参加 19 人 : ニュース 91 号
総会議事 14:00～14:25

記念講演 14:30～16:00「子どもの貧困 現状と課題」柳瀬和夫氏 (公益財団法人あすのば事務局長)

→「参加がもっと多かったら…と残念だったが、話はよかった」との感想が出された。

②九州沖縄ブロック事務局長会議

12 月 12 日 (火) 14:00～17:00 (Web) 吉田事務局長

→「2/12 全国代表者会議の基調報告案の討議を行った」との報告があった。

【協議・確認事項】

1. 2023 年自治体キャラバン

(1) まとめのための討議

まとめたたき台 : 資料 5～9、懇談報告書 : 別冊資料、要請書への回答 : 別冊資料

※「会内まとめ文書」と自治体宛「御礼・報告文書」は作成しないことを確認済み。

→資料 p5 の「2. 自治体との懇談」は対面 15 市町、WEB 6 市町に訂正。

→懇談の特徴については次の意見が出された。

【全体】

- ・長崎市の回答のボリュームが多い。異次元の少子化対策と岸田首相が言った割には回答に変化がなかった。
- ・長与町は、独自に何かしようという気がなくて、他の動向を見るとという姿勢が気になった。

【国保】

- ・長崎市がレセプト審査の強化をはっきり言っていたのは気になった。国保料は「厳しい財源の中で」という回答が続くので、国からの支援をしっかりと貰うべきだと思った。
- ・国保料は重い負担となっているので、どこからか支援がないと厳しいと思っている。
- ・子どもの均等割廃止の求めに対し、ペナルティがなくなっても財政的に厳しいと言うことで、国が動かないと難しい。自治体は全然動こうという気はないのが無力感を覚える。
- ・佐々町は、18歳未満の均等割をなくすのにかかる金額は少額だが、国がやらせないと言っていた。低所得者が多く、それ以外の人に重い保険料を負わせられないので、国が動く以外にない。
- ・南島原市は、法定外繰入をすると県にペナルティがあり、他の自治体に迷惑をかけるという回答だったが、住民のためにやらなければいけないのに、どっち目線なのか。職員の考え方を変えないといけないと感じた。
- ・納付金ベースの統一は、医療環境が整っていないところが厳しくなるが、県は国に習ってインセンティブを設けて、自治体はそれを得られるように努力するという姿勢は違うのではないかと感じた。
- ・五島など低い医療水準に住民が甘んじていて、それを自治体が是とするのは違うのではないか。そういうレベルに国保がなるのは違う。必要なときに必要な医療をお金の心配なく受けられるようにするのが自治体の役割だと求めていくべき。インセンティブはおかしい。医療機関、自治体、住民の「三すくみ」というのはインセンティブではない。
- ・マイナ保険証は現状でも使う人はごくわずかだが、短期保険証・資格証明書の人を取り残されるのではないか。2024年の12月以降は保険証が交付されないので、キャラバンの時に確認していく必要がある。
- ・マイナ保険証には滞納の反映がすぐにできると思っていたが、タイムラグがあるようだ。
- ・1ヶ月の短期証を廃止し最低3ヶ月を求めているが、接触の機会、長期になると滞納額が増えて払う方もきつくなると言われると納得するところもあるが、1ヶ月では実質医療にはかかれないだろう。44条減免や傷病手当も厳しい回答ばかり。

【介護】

- ・島原半島は懇談時には「広域で行われているので、回答できない」と言われるので、何らかの対策が必要。
- ・介護保険料が高いが、差し押さえされたら大変だなと思った。
- ・30日以内の新規認定への対応を、審査会の日程調整や調査員の養成など各自治体努力はしている。
- ・30日以内の認定は長崎市も調査員を増やし、急ぎへの対応も行うようにすることが確認された。

【高齢者福祉】

- ・補聴器助成は、五島市は鼻高々という感じだった。移送支援は高齢者だけではないので回答に入れなかったと言う自治体もあるので、聞き方の工夫が必要。見守りはIT家電などいろいろ取り組まれている。
- ・補聴器助成は、長与町は「主管としては次やるならこれだと考えている」との回答あったが、障害者の方で助成が出る人、新たな制度を作ったらどれ位が対象人数になるのかなど予算組みに必要な情報を求めているので、材料を提供できればと思う。

【子育て】

- ・高校生の償還払いは3年したら見直しと言うことなので、現物給付化を求め続けたい。1回800円を無料にと国にも要望していきたい。就学援助の申請は所得水準からみるともう少し増えてもいいのではと思う。インフルエンザの予防接種助成や給食費無償化も引き続き求めていきたい。
- ・窓口負担の無料をやっている自治体はたくさんあるので、予算がないは言い訳にならない。
- ・長与町は、高校生の医療費助成は県の事業だからと他人事、時津町は現物給付になっているので、そうなるように願っている。給食費は無償にしないと回答。
- ・高校生も現物給付にした時津町は、かなり叱られながら導入している。給食費について、長与町は1食20円値上げと言い、「栄養価が基準を満たしていない自治体もある中で長与町は満たした給食を提供している」と述べ、栄養価が保護者負担かを天秤に図るような物言いが気になった。HPVワクチンでは、コロナワクチンの副反応もあり、ワクチン接種に懐疑的になって接種率が伸びないという回答も複数あったので、効果のエビデンスを示していく必要があるのでは。
- ・こども食堂などへの支援は広がっている印象。
- ・島原市には就学援助の基準をわかりやすく示すよう求めた。南島原市の給食費3人目無料は小中学校に通う兄弟の中で3番目ということで、上が高校生になったりすると対象から外れる。

【障がい者】

- ・ 65 歳以上の介護保険優先は、天海訴訟等の視点での社保協と自治体との認識に差があり、かみ合わない印象。
- ・ 介護保険優先は「原則」だが、自治体職員は「当たり前」の感覚になっているのが問題。障害のある人と一緒になって強く訴えていかないといけない。
- ・ 障がい者医療費の現物給付化は道のり厳しい。

(2) 市町議会事務局への「アンケート結果」冊子の送付

2/6 に QR コード を付けて「PDF データでのダウンロード可」を案内文に掲載し、議員への紹介・活用を依頼予定
 →①送付時は修正箇所をはさむ、②ダウンロードできるデータは修正したものに差し替える、ことを確認した。

(3) 長崎県への要請

当初のスケジュール		現状
10 月中旬～11 月	各自治体との懇談	10/17～12/20
12 月 15 日まで	懇談報告提出	12/15 まで提出 11。1/30 最後の提出
1 月下旬	まとめと県への要請検討の幹事会	2/2
3 月	県との懇談	

懇談形態 (案) …対面 →この通り確認した。

懇談時期 →3 月を確認した。

要請内容 (案) : 資料 10～13 →「7. 医療・介護・福祉全般」の削除部分は、引き続き項目に入れることとした。
 →県との懇談日程が決まったら、その前に事前打合せを WEB で行うことを決めた。

2. 学習会の企画

→よいアイデアがあれば事務局に寄せていただくこととした。

3. その他

(1) 各団体からの報告

(2) 会計報告 : 資料 14～15

→この通り報告があった。

(3) 社保協ニュース

10 月末に第 91 号、12 月末に第 92 号発行済み : 別紙

次回は 2 月 29 日発行予定

内容…①、②、③ →内容未定なので何かあれば寄せてくださいとのお願いがあった。

→「社保協のホームページにニュースとキャラバンアンケート結果を掲載しているが、今は身内しか見ていないので、保険医協会のホームページからバナーをはって見られるようにしたい」との提案があり、了承された。

(4) 中央社保協「生活保護・扶養照会についてのアンケート」へのご協力のお願い : 資料 16～17

調査期間 : 2 月 13 日 (火) ～11 月 29 日 (金)

(案) 2024 年自治体キャラバン事前アンケートに盛り込む

→この通り確認した。キャラバンの生活保護相談件数では、相談者 1 人を 1 件でカウントするが、相談回数 1 回を 1 件でカウントしている自治体もあるので、相違が生じないよう中央にも確認することとした。

(5) 中央社保協主催の催し案内

中央社保協 2023 年度全国代表者会議 2 月 12 日 (月・祝) 13:30～16:30 (全労連会館+Web) 吉田事務局長

→この通り確認した。

(6) その他

次回幹事会…日程 →6 月 (事前アンケートの検討) と決めた、形態 : 対面かオンラインか?

〔ご意見提出用紙〕

長崎県国保・健康増進課(医療保険班)あて
(FAX:095-895-2575)

【送付枚数 3 枚】

※ご意見の内容を確認させていただくことがありますので、以下の連絡先をご記入ください。なお、個人情報保護については、厳正に取り扱います。

ご 連 絡 先	件名	「第3期長崎県国民健康保険運営方針(素案)」に対するご意見
	氏名	長崎県社会保障推進協議会 会長 本田孝也
	住所	〒850-0056 長崎市恵美須町 2-3-2F 長崎県保険医協会 内
	電話番号	095-825-3829 (担当:吉田)
ご 意 見 内 容	【該当ページ・行数等】	P1 第1章「1. 運営方針の策定の目的」
	【意見内容】	<p>県単位化を行うにあたって、被用者保険の中でも保険料が高い「協会けんぽ」並みの国保保険料にするには「1兆円規模の国による財政支援が必要」と全国知事会が求めましたが、3,400億円の投入に留まり、国保被保険者は過重な保険料負担を強いられています。</p> <p>しかしながら、「平成30年度の国保改革は、現在に至るまで、概ね順調に実施されています」との認識で、国の財政支援を求めている現状が伺えません。</p> <p>国保への十分な国の財政投入により、安心して利用できる国保制度をめざすことを明記してください。</p>
	【該当ページ・行数等】	P17 第2章「3. 財政収支の改善に係る基本的な考え方」の下3行
	【意見内容】	<p>国保財政を安定的に運営していくためには単年度収支が均衡していることが重要となるため、市町は被保険者の負担を考慮しつつ適正な保険料率の設定を行う必要があります。</p> <p>市町国保特別会計の収入に占める保険料の割合は、令和3年度が17.2%で、平成30年度の17.7%よりは若干下がっていますが、平成29年度の15.4%よりは高く、高いまま推移しています。加入者の49.1%が65~74歳で、平成30年が44.5%でしたので、確実に高齢化がすすみ、今後も医療費が増加していくのは避けられない状況です。現状の国庫負担金を前提としたうえで保険料率を設定していくと、さらに保険料率が上昇し、今でも加入者の10%を超える滞納世帯がさらに増えるでしょう。さらなる国庫負担増額を実現した場合の保険料率設定についても言及してください。</p>

【該当ページ・行数等】

P22 第2章「4. 赤字削減・解消の取組、目標年次等」の(3)アの6～10行

今後新たに赤字が発生した市町においては、赤字発生年度の翌年度に解消することを基本とします。ただし、赤字の早急な解消が、被保険者の保険料負担の急激な増加につながる場合には、「赤字」の要因分析を行い、県と十分に協議したうえで適切な解消期限を定め、段階的な赤字解消に向けて実効的・具体的な手段を明記した計画を策定します。

【意見内容】

決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入が事実上できないなかで、赤字の解消には被保険者の保険料負担の増加以外にはないのではないかと思います。保険料負担の増加が「急激」でなければ、毎年段階的に上げることを由とするように読めます。保険料の軽減化のために市町が独自に行う一般会計からの法定外繰り入れは問題ないことを明記してください。

【該当ページ・行数等】

P25 第3章「1. 保険料水準の統一について」の2段落の6～8行

令和6年度から保険料水準の統一の第一段階として、「納付金(算定基礎額)ベースの統一」を実施することとし、併せて医療費適正化等の取組を加速するための仕組みとして医療費適正化インセンティブを導入します。

P29 第3章「3. 国保事業費納付金の算定方式」の(4)医療費水準の反映

保険料水準の統一に向けて、令和6年度の国保事業費納付金算定から医療費水準を反映しません。(医療費指数反映係数 $\alpha = 0$)

ただし、医療費水準の県内格差が一定以下になるまでは、医療費適正化等の取組を加速するための仕組みとして、医療費適正化インセンティブの仕組みを新たに導入します。

【意見内容】

「納付金(算定基礎額)ベースの統一」は医療費水準が低い市町では保険料が上がることになります。急激な保険料の上昇を緩和するために「医療費適正化インセンティブ」の導入がなされると推察しますが、「医療費適正化等の取組を加速するため」の目的であれば、「医療費適正化インセンティブ」はすべての市町が使えるのでしょうか。

29ページでは「医療費水準の県内格差が一定以下になるまで」と記載しているため、医療費水準が低い市町だけがインセンティブを使えるとも読めます。何のためのインセンティブなのか明記してください。

【該当ページ・行数等】

P35 第4章「3. 収納率向上に向けた取組等」の1～4行

保険料は国保運営の重要な財源であり、収納の適正化を図ることは国保財政の安定化はもとより、被保険者間の負担の公平性という観点からも重要となります。

県と市町は連携して、保険者規模や年齢構成等、地域の実情に合わせた効果的な収納率向上対策を進めていきます。

【意見内容】

- ・「被保険者間の負担の公平性」は国保の中だけで考えるのではなく、同じ医療を受ける国民として被用者保険の保険料負担割合との公平性も鑑みた制度設計となるようにしてください。
- ・高い収納率を達成するために、無理な納税になっていないかも検証するようにしてください。

【該当ページ・行数等】

P57 第7章「1. 基本的な考え方」の4～7行

被保険者の立場から見れば、保険給付は全国共通であるため、受けられるサービスも同程度であることが望ましく、各市町における住民サービス等に大きく差異が生じないよう、事務の広域化・標準化（統一化）によって、住民サービスを向上しつつ均てん化することが重要です。

【意見内容】

すべての市町において住民サービスの向上となれば問題はないのですが、「均てん化」の名の下で、先進的な住民サービスが廃止されることがないように記載してください。

【該当ページ・行数等】

P58 第7章「2. 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組」の上から3つめの「・」

- ・保険料及び一部負担金の減免等基準の統一化

現在市町ごとに取扱が異なる保険料及び一部負担金の減免理由・判定基準等について、各市町の地域事情を踏まえつつ、被保険者への住民サービス向上に繋がるよう統一を図る方向で検討します。

【意見内容】

現在でも一部負担金の減免は適用実績がありません。「住民サービス向上に繋がるよう統一を図る」場合に、単に条文として整備していることでは「住民サービス」になりません。使える制度となるような検討をすることを明記してください。

【該当ページ・行数等】

P59 第7章「2. 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組」の（2）

- ・資格確認書の一括発行

令和6年秋に、健康保険証が廃止され、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある被保険者については、資格確認書が交付される仕組みとなるため、国の動向を注視しながら必要に応じ、資格確認書の一括発行について検討します。

【意見内容】

マイナンバーカードは任意取得であることを鑑み、マイナ保険証と資格確認書で不平等が起きないことを前提に、被保険者の受療権を確保するために申請ではなく保険者の責任で資格確認書を発行する仕組み作りとなるよう明記してください。

2024年2月9日

長崎県知事
大石 賢吾 様

長崎県社会保障推進協議会
会長 本田 孝也
長崎市恵美須町2-3 フコ生命ビル2F
長崎県保険医協会内
TEL 095-825-3829

2023年自治体キャラバン結果をふまえた 医療・介護・福祉などの拡充に関する要請

県民の生活と福祉向上のための貴職の日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、本会は、2023年10月～12月に長崎県内の21市町と懇談する自治体キャラバンを実施しました。懇談に先立ち、各自治体に対して「医療福祉施策等アンケート」を実施し、その内容もふまえて国民健康保険、介護保険及び高齢者福祉サービス、子育て支援等、障がい者支援策、健診事業、年金制度、生活保護の改善を求めました。各自治体からは要請内容への回答があり、率直な意見交換も行いました。

今回の自治体キャラバンの結果をふまえ、医療・介護・福祉充実の長崎県をめざして、下記の事項を要望するものです。

懇談の機会を設けてご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 社会保障制度としての国民健康保険について

(1) 2024年度から保険料水準を「納付金（算定基礎額）ベースの統一」とし、納付金が高くなる市町には、当面の間、差額の全額、または一部を補填する案が示されました。

①新たな保険料算定の仕組みでは、2029年度（令和11年度）には一人当たりの保険料（税）が、今年度に比べておよそ8%の増加になる見通しです。今でも保険料（税）は重い負担となっており、1割の世帯が払いたくても払えない状況です。保険料（税）引き上げの前に、県単位化開始時の国からの支援1兆円をこれまでの3,400億円で妥結することなく、しっかりと国庫負担を国に求めてください。

②納付金が高くなる市町への補填について、特定健診の実施状況などを踏まえた補助制度（インセンティブ制度）を設けるとしてあります。インセンティブが被保険者の受療権を侵害することがないようにしてください。

(2) 住民の生きる権利を保障する「社会保障としての国保」として、所得に応じて払える保険料（税）に引き下げてください。そのために、

①例えば、イ) 18歳までの子どもの均等割を廃止もしくは軽減する、ロ) こども・障害者・ひとり親家庭などの医療費助成を行う市町への国庫負担の減額調整措置の減額分について

市町のみでなく県も負担する、など県独自の補助制度を創設し、納付金を引き下げてください。

②「均等割」「平等割」の廃止を国に働きかけてください。

(3) 国保法44条に基づく窓口一部負担金減免制度について

一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

(4) 保険料(税)滞納者への対応について

①健康保険証を2024年12月2日に廃止することが決まり、短期保険証の仕組みを廃止し、資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う見直しを実施されます。これにより長期滞納者が現物給付で受診する仕組みがなくなりましたが、支払いが困難な住民の受療権が確保されるような取扱いにしてください。

②短期保険証交付世帯、資格証明書交付世帯に高校生世代以下の子どもがいる場合、県の統一基準では、「子どもには通常の保険証を交付する」としてください。

(5) 傷病手当金について

傷病手当金制度を創設してください。

2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて

(1) 第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国に国庫負担を拡大するよう要請してください。

(2) 介護従事者の人材確保、育成及び定着のための施策を積極的に検討してください。

(3) 中等度からの加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度を創設してください。

3. 子育て支援等について

(1) 子どもの医療費助成制度について、現物給付とし、窓口負担をゼロにしてください。

(2) 国に子ども医療費無料制度の創設を要請してください。

(3) ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンの積極的勧奨について、接種率向上のために、県としても対策や取り組みを講じてください。

(4) 保育士の配置基準を見直し増員するよう国に要請してください。当面、子どものいのちと安全が守られるよう、県独自に抜本的に改善してください。

(5) すべての子どもの学校給食費を無償にしてください。

(6) 妊産婦の医療費助成制度について

①疾患や受診科目に制限のない「妊産婦医療費助成制度」を創設してください。

②国に「妊産婦医療費助成制度」の創設を要請してください。

(7) 産後健診について、令和7年度に県での実施に向けて市町の意見聴取を行ったそうですが、現在独自に取り組んでいる市町の制度を後退させず、県として実施をしてください。

4. 障がい者支援施策について

障害者医療費助成制度の助成方法を現物給付としてください。

5. 年金制度について

全額国庫負担による最低保障年金制度の実現と年金を毎月支給にするよう国に要請してください。

6. 生活保護について

- (1) 生活保護の申請は、憲法 25 条および生活保護法に基づいて、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を追い返したり、何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。
- (2) 扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

7. 医療・介護・福祉全般

- (1) 長崎県が実施する「乳幼児医療費助成事業」「ひとり親家庭医療費助成事業」「障害者福祉医療費助成事業」の 1 件につき 800 円／日、1,600 円／月上限の自己負担は全国的にみても高額です。自己負担額を引き下げてください。
- (2) 県独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。

【添付】

1. 2023 年（第 31 回）自治体キャラバン医療福祉施策等アンケート結果

長崎県社会保障推進協議会

発行責任者: 川尻瑠美

〒850-0056 長崎市恵美須町 2-3-2F 長崎県保険医協会気付

TEL 095-825-3829 / FAX 095-825-3893

Eメール nagasaki-hok@doc-net.or.jp

2023 自治体キャラバン 全市町と懇談

県社会保障推進協議会は「社会保障施策の拡充を求める自治体キャラバン」を毎年実施しています。今年は 10 月 17 日から 12 月 20 日に県内全市町と懇談しました。

懇談では、事前に各自治体に行った「医療福祉施策等アンケート」結果をもとに、社会保障施策の拡充に関する 38 項目の要請書を提出し、その回答もふまえて意見交換を行いました。

国保の県単位化のもと 2024 年度からは保険料水準統一の第一段階として、医療費水準を反映させない「納付金ベースの統一」が実施される予定です。これにより医療環境が整っている市町は県へ納付する納付金さが下がり、医療費水準が低い市町は納付金が引き上げられるため、国保保険料（税）の高騰が想定されます。高騰を抑えるために県は補助制度（インセンティブ制度）を設けることを提案しており、医療環境が整っていない市町は来年度の保険料（税）設定に苦慮していました。

マイナ保険証のトラブルでは、高額医療費の表示がおかしいなどのシステムエラーやDV被害者が開示情報を制限している場合に保険証としては使えないなどの事例が示され、改善を国に要求している自治体があることもわかりました。

全国の自治体で進んでいる学校給食費の無償化を今回初めて要請し、波佐見町が「来年度より、第1子から完全無償化の予定」と回答しました。

長崎市との懇談では、国保保険税の引き下げを求めたのに対し、「被保険者の負担の増加抑制のために、医療費適正化等の取組みを強化する」と答え、具体的な取組みとして、市におけるレセプト2次点検の実施と重複多受診者への指導を挙げました。介護保険の新規申請30日以内、更新・区分変更60日以内の認定率が低いため改善を求めたのに対し、「更新申請の認定有効期間を現状の36ヵ月上限から要介護4と5の人は来年度から48ヵ月延長を適用する」と述べました。

市町名	日程	形態
長崎市	11月16日(木)	WEB
佐世保市	11月28日(火)	
島原市	11月6日(月)	
諫早市	12月20日(水)	
大村市	11月2日(木)	
平戸市	11月15日(水)	
松浦市	11月7日(火)	
対馬市	11月6日(月)	WEB
壱岐市	11月17日(金)	WEB
五島市	11月9日(木)	WEB
西海市	11月17日(金)	WEB
雲仙市	11月6日(月)	
南島原市	11月6日(月)	
長与町	10月17日(火)	
時津町	11月16日(木)	
東彼杵町	11月13日(月)	
川棚町	11月21日(火)	
波佐見町	11月13日(月)	
小値賀町	11月21日(火)	
佐々町	11月7日(火)	
新上五島町	11月7日(火)	WEB

参加されたみなさん、おつかれさまでした。2024年もまだまだ運動は続きます。これからもご協力をよろしくお願いいたします。



11月6日・島原市との懇談の様子

● 2023 年度 第 2 回国保改善運動学習交流集会 ●

自治体キャラバンでも多くの課題が浮き彫りになる「国保」の問題。この国保改善運動の学習交流集会在 12 月 17 日(日)にハイブリッドで開催されました。講演と各地の報告の交流で充実した内容でした。佛敎大学准教授の長友薫輝先生の講演について要旨をまとめました。集会の全部が中央社保協のホームページでご覧になれます。

なぜ国保改善運動が必要か？～社会保険は「第 2 の税」～



講演の主な内容

- ①国保を改善する意義、運動の社会的役割を理解する
- ②国保の改善に向けて、社会保険に対する理解を高めていくことが大事
- ③国保加入者の実態をふまえると、労働運動として重視せざるを得ない局面
- ④国保を改善し、皆保険体制の充実、受療権・健康権保障が実感できる社会へ

国保の特徴として、加入者の 3 分の 1 が雇用労働者であり、労働運動としても看過できない社会保険の問題のひとつであることが紹介されました。このことから「労働者の生活保障の問題」として、国保改善運動に取り組む必要があります。「団塊の世代」を考慮すると後期高齢者医療制度に多くの人々が移行しつつある時期でもあり、この実態からいっそう広範囲の運動が必要となっている情勢だということでした。今日の副題は「社会保険は第 2 の税」。厚生年金が、戦争末期の昭和 19 年に創設されたとのことで、これは「これ以上の増税はできない」と判断した当時の政府が、国民から「搾り取る」ためにつくったものとのこと。今、「少子化対策」としても、税金で財源をつくるのではなく、社会保険という形で「搾り取る」ことで対応しようとしています。そもそも「少子化」という言葉はおかしいとお話もありました。少子化は、「人は労働力」でしかないという視点の経済界で問題だと言っているのであり、「少子化対策」と言えば、労働力政策ということになります。本来は「子育てしやすい環境づくり」というべきとのことでした。

岸田政権による軍事費拡大路線については、「軍事費を優先すれば社会保障費は抑制される」「社会保障費を優先すれば軍事費は抑制される」ということが法則的であることを押さえておく必要があると述べられていました。

社会保障は地域経済、地域の雇用の拠点であり、地方において医療・介護・社会福祉は地域経済そのものであり、地域の雇用の拠点という視点が欠かせないということ、また医療・介護・社会福祉は地域の重要な産業のひとつであり、雇用面での貢献も公共事業よりも大きいということを認識することが重要とのことです。ナチスドイツの迫害から逃れた社会医学者 H.E.シゲリストのことは「人間相手の仕事が評価される社会は人間が大切にされる社会であり、人間が大切にされない社会は人間相手の仕事は評価されない社会である」が紹介され、誰もが大切にされる社会を目指すことの重要性について強調されました。国保改善運動は、①国保加入者の実態をふまえた、新たな運動の展開が必要②社会保険への理解を土台とした社会保障運動③DX で搾取・収奪か、公平な社会か。所得再分配機能を発揮させる④国保を改善し、皆保険体制の充実、受療権・健康権保障が実感できる社会をつくることであるとまとめられました。

中央社保協学習会のお知らせ

パンフレット「安心できる国保のために」のオンライン学習会が予定されています。



2024 年 1 月 15 日(月)11:00～12:00

講師：藤田まつ子さん

(千葉県社保協事務局長・中央社保協運営員・国保部会部員)

Zoom ミーティング ID : 977 5114 5930 パスコード : 514423

ぜひ、ご参加ください。パンフレットは中央社保協ホームページから注文できます。

長崎県社会保障推進協議会

発行責任者: 川尻瑠美

〒850-0056 長崎市恵美須町 2-3-2F 長崎県保険医協会気付

TEL 095-825-3829 / FAX 095-825-3893

Eメール nagasaki-hok@doc-net.or.jp

長崎県へ

自治体キャラバン結果をふまえ要請

県社保協は2023年10月～12月に実施した21市町との懇談結果をふまえ、県へ要請書を送りました。今後懇談を計画しています。

●社会保障制度としての国民健康保険について

長崎県は2024年度から保険料水準の統一の第一段階として「納付金(算定基礎額)ベースの統一」を実施するとしています。新たな算定の仕組みでは、2029年度には一人当たりの保険料(税)が、今年度と比べておよそ8%の増加になる見通しです。今でも保険料(税)負担は重く、1割の世帯が滞納している実態があります。また、県は納付金が高くなる市町への補填について、特定健診の実施状況などを踏まえた補助制度(インセンティブ制度)を設けるとしていますが、この制度が被保険者の受療権を侵害することがあってはなりません。保険料(税)引き上げの前に、国庫負担を国に求めること、また18歳までの子どもの均等割を廃止もしくは軽減すること、県独自の補助制度創設、「均等割」「平等割」の廃止を国に求めることを要請しています。「看板に偽りあり」の国保法44条に基づく窓口一部負担金減免制度は、活用できる基準にと求めています。保険料(税)滞納者への対応として、今年12月に予定されている健康保険証廃止の影響で、住民の受療権の侵害につながらないように求めています。



●介護保険及び高齢者福祉サービスについて

第1号被保険者の保険料負担軽減のため、国庫負担を拡大するよう国に求めること、介護従事者の人材確保、育成及び定着のための施策を積極的に検討することを求めています。また、中等度の加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度を県独自に創設することを求めています。

●子育て支援等について

子どもの医療費助成制度は現物給付とすること

と、国に子ども医療費無料制度の創設を要請するよう求めています。ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンの接種率向上のための対策や取り組みを講じること、「妊産婦医療費助成制度」の創設、産後健診については県として実施するよう求めています。子どものいのちと安全が守られるための県独自の保育の充実を図ること、保育士の配置基準を見直して増員するよう国に求めること、またすべての子どもの学校給食費を無償にすることを求めています。



●障がい者支援施策について

障害者医療費助成制度の助成方法を現物給付とすることを求めています。

●年金制度について

全額国庫負担による最低保障年金制度の実現と年金を毎月支給にするよう国に要請することを求めています。

●生活保護について

生活保護の申請は、憲法25条および生活保護法に基づいて申請権を侵害しないよう速やかに受理すること、相談者・申請者を追い返したり、何度も来庁させるような「水際作戦」はしないこと、また扶養照会は、扶養照会を拒む申請者については、その意向を尊重するよう求めています。

●医療・介護・福祉全般

長崎県が実施する「乳幼児医療費助成事業」「ひとり親家庭医療費助成事業」「障害者福祉医療費助成事業」の自己負担は全国的にみても高額であるため、引き下げを求めています。現場の医療従事者の不足は深刻です。県独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策の実施を求めています。

今年の自治体キャラバンも最終章。各市町での子ども医療費の少くない前進はこれまでの運動の成果です。さらに次の段階へ進めましょう！

●中央社保協 2023年度全国代表者会議●



2月12日に中央社保協の2023年度全国代表者会議が東京会場とオンライン併用で開催され、46都道府県から約100人が参加しました。

基調報告では、はじめに、社会保障は平和と民主主義のもとで成り立つものであり、戦争や軍拡とは決して相いれないことを確認し、「軍事費の増額ではなく社会保障の拡充」を合言葉に、いのち・暮らし・社会保障をまもるたたかいを大きく広げようと呼びかけました。

情勢の特徴では、能登半島地震について岸田政権の初動の遅れを紹介し、石川県社保協からも現状の報告がありましたが、大阪社保協より「阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震と多くの震災を経験してきたにも係わらず、復旧・復興のテンポが遅くなっている」との指摘があり、「万博よりも被災地の復旧・復興を」との発言がありました。

また昨年の春闘以降、大企業の賃上げが報道されていますが、10月の実質賃金は前年同月比2.3%減で19ヵ月連続マイナス、ピーク時の1996年から年取で64万円も減少しています。一方、10月の消費者物価指数は、生鮮食品を除き前年同月比2.9%の上昇、食料は7.6%の上昇で、物価高に賃金の伸びがまったく追いつかず、いのちの「格差」と「貧困」が広がっていると指摘しました。

今春の運動では、国保滞納世帯への財産差し押さえ処分が2021年度は28万7840件となりコロナ禍のもとで減少した20年度から一転して4万件余り増加していると紹介し、「払える国保料」を求めること、介護保険では訪問介護の報酬削減が示されたパブリックコメントへの意見提出を緊急に取り組むこと、後期高齢者医療の窓口負担2割化の配慮措置が終わる前に中止させるたたかいの再構築をする、国による子ども医療費無料制度の創設や学校給食費や教育費無償化の推進などが提起され、確認されました。

各県・団体からは、「保険証残せ」の運動や、自治体キャラバンを通じて学校給食費無償化や生活保護行政をただしたと、地域の課題解決に取り組んでいる状況などの報告がありました。

(吉田明香)

難聴者の補聴器購入への補助制度を求める長崎市民の会



難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難とするなど生活の質を落とすものです。さらに最近では認知症やうつ病の発症要因にもなると指摘されています。この症状を補完するものが補聴器ですが、日本の補聴器の使用率は欧米と比較すると極端に低く、その理由として補聴器が高額であることが言われています。高度・重症難聴では「身体障がい者」の補装具支給制度による負担軽減がありますが、それ以外はほぼ自費での購入となります。

国の公的補助がない中、全国では239自治体で独自の財政的補助事業が実施されています。長崎県内では、五島市が65歳以上の難聴者に対して助成をしています。補聴器を装着することは、病気の予防につながり、さらには医療費抑制にもつながるものです。

年金者組合長崎支部では、これまで長崎市議会に対して「難聴者の補聴器購入に係わる負担軽減を求める請願」を行ってきましたが、2022年12月市議会で不採択。その後、幅広い市民との共同で運動を拡げるため「難聴者の補聴器購入への補助制度を求める長崎市民の会」を結成し、目標を1,500筆とする新たな署名に取り組みました。これまでに1,460筆を集め、2月1日に一次分として1,052筆を長崎市長に提出しました(右)。また、市議会への請願も行い、3月に教育厚生委員会で審議される予定です。

